

スポーツ団体ガバナンスコード JVAの遵守状況に関する自己説明・公表（令和3年度）

最終更新日：令和 3年 10月 27日

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050構想を元に、2022年から始まる3年間の中期経営計画を「2021年12月」までに策定 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点では未公開 2050構想を元に、2022年から始まる3年間の中期経営計画を「2021年12月」までに策定し公表する。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> JVA管理職会議にて検討、理事会にて策定している。2021/9/22・24と2日間に分けて、理事会にて意見交換会を実施 	49_2050構想
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記中期経営計画の策定と並行して人材の採用及び育成に関する計画を「2022年3月」までに策定する。2021/10より経営コンサルタントに依頼 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定後に公表予定 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> JVA管理職会議、業務執行理事会にて検討のうえ、理事会にて策定する。 	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在は、2018年10月に作成したJVA中期経営計画（2018～2024）にて目指した5つの計画に基づき財務体質の改善を重点に、各種事業を実施している。 事業年度ごとに収支予算書について理事会で審議・承認を行なっている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページに掲載し公表している。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> JVA管理職会議、業務執行理事会にて検討のうえ、理事会にて審議し承認する。 	01_JVA中期経営計画（2018-2024） 02_2018.10.2理事会議事録 03_令和3年度(2021年度) 収支予算書 04_2021.3.11理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部理事（当該団体と緊密な関係のない有識者）の目標割合について、「役員候補者推薦規程」の具体的な条項を検討し、「2022年12月」までに規程の改訂（整備）する。 ■外部理事：目標割合（25%） 現在割合（35%） <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性理事の目標割合について、「役員候補者推薦規程」の具体的な条項を検討し、「2022年12月」までに規程の改訂（整備）する。各種委員会に女性委員を多く起用し将来の理事候補としている。 ■女性理事：目標割合（40%） 現在割合（35%） 	05_評議員・役員名簿 06_2021年度JVA理事候補者一覧
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評議員の目標割合について、「評議員選定委員会運営細則」の具体的な条項を検討し、「2024年12月」までに規程の整備をする。 ■外部評議員：目標割合（25%） 現在割合（24%） <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性評議員の目標割合について、「評議員選定委員会運営細則」の具体的な条項を検討し、「2024年12月」までに規程の整備をする。 ■女性評議員：目標割合（40%） 現在割合（32%） 	05_評議員・役員名簿 07_次期評議員候補者リスト

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 ・2021年7月15日に開催された第4回理事会（臨時）において「アスリート委員会規程」(案)を提出した。細部に検討が必要なため2021年12月までに規程を策定する。 【審査基準(2)について】 ・インドアバレーボール及びビーチバレーボール両方より性別も考えたうえで先行している。 【審査基準(3)について】 ・アスリート委員会を独立した委員会とし、理事会への答申または報告ができるようにしている。	08_アスリート委員会規程(案) 09_アスリート委員会名簿 50_アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 ・「定款」において、役員は理事15名以上20名以内、監事3名以内とし、現在は理事20名、監事3名で役員を構成している。 ・理事は、競技経験者や経営的な専門家など、競技の専門的知識や専門家による客観的観点から審議を行うことで多様性を確保するよう努めている。	05_評議員・役員名簿 06_2021年度JVA理事候補者一覧
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 ・「定年に関する規程」において、評議員・役員は、選任基準日においてその年齢が70歳未満でなければならないとしている。 ・会長特認選任75歳以上の規程は、「2022年12月」までに改定し、70歳定年とする。	10_定年に関する規程 11_役員候補者推薦規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 ・「激変緩和処置期間（令和3年～令和5年までの第1回目適合性審査）」後の2023年改選時に、理事が原則として10年を超えて在任することがないよう、再任回数の上限を適用できるように規程を2022年12月までに改定する。 ・また、役員等の新陳代謝を図るため、理事の候補となり得る人材を各種委員会等に配置し、NF運営に必要な知見を高める機会を設け、将来のNF運営の担い手となり得る人材を計画的に育成していく。 ・役員候補者選考委員会において、重任理事の活動状況の把握および新任理事候補者に関して、現状の問題点や就任時の抱負等を資料として提出いただき選任に活かしている。	11_役員候補者推薦規程 05_評議員・役員名簿 06_2021年度JVA理事候補者一覧
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員候補者推薦規程（第3条第1項）により、以下の通り有識者（6）を含めて配置している。 (1) 評議員 1名 (2) 代表理事または理事（業務執行理事） 1名 (3) 理事（業務執行理事以外） 1名 (4) 監事 1名 (5) 事務局員 1名 (6) 及び評議員、理事、監事、事務局員以外の属性である委員 2名（合計7名）	11_役員候補者推薦規程 12_役員候補者推薦委員会委員
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス規程を整備している。	13_コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、定款をはじめ各種規程を整備している。	14_定款 15_評議員会運営規程 16_理事会運営規程 17_加盟団体規程 18_事務局規程 19_経理規程 13_コンプライアンス規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の業務に関して必要となる一般的な規程として、各種規程を整備している。また、リスクマネジメント規程を整備中である。	20_個人情報保護方針 21_個人情報保護基本規程 22_個人情報保護に関する事務局管理規程 13_コンプライアンス規程 23_コンプライアンスホットライン制度運用規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・法人の役職員の報酬等に関する規程として、各種規程を整備している。	24_評議員の報酬規程 25_役員報酬規程 26_就業規則 27_給与規程 28_旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・定款第3章において、財産及び会計について定めているほか、各種規程を整備している。	14_定款 19_経理規程 29_寄付金等取扱規程 30_特定費用準備資金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 ・財政的基盤を整えるため、各種規程を整備している。	31_登録及び登録料に関する規程 32_チーム及び選手登録規程 33_バレーボール用品・用具の公認・推薦に関する規程 34_JVAメンバーの肖像権等に関する管理運用規程 35_日本代表の肖像権規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・バレーボールは、チーム競技としての「総合的なチーム戦力」を考慮しつつ、オリンピック競技大会ごとに、選考基準を策定している。 ・ビーチバレーボールにおいては、個々のペア(チーム)による代表枠(日本代表)の獲得を目指すため、オリンピックの出場権(出場チーム枠)を日本として獲得したのちに、日本代表チームの選考方法をオリンピック競技大会ごとに策定している。 【審査基準(2)について】 ・代表選手の肖像権を保護するため、日本代表肖像権規程を整備している。 【審査基準(3)について】 ・選手選考に関しては、強化委員会にて決定し理事会に報告している。	【東京2020大会用】 36_バレーボール日本代表選手選考基準 37_ビーチバレーボール種目の予選方式と日本代表チーム選考方法【選手の権利保護等】 32_チーム及び選手登録規程 35_日本代表の肖像権規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 ・国内外で開催されるIF主催の国際大会における審判員の選考は、国際バレーボール連盟(IF)の指名により選考される。 ・国内大会ごとに、都道府県協会から各ブロックに審判員を推薦し、審判規則委員会にて協議の上選定している。 ・審判員等の資格認定に関する規程を整備している。	38_公認審判員規程 39_技術統計判定員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)について】 ・弁護士、税理士、社会保険労務士、外部監査法人と業務委託契約（顧問契約）を行い、日常的なサポートを必要に応じて受けられる体制を構築している。 【審査基準(2)について】 ・業務執行理事会を定期的に実施し、問題の把握に努め法的知識に関しても弁護士等よりアドバイスを随時いただいている。	13_コンプライアンス規程 51_相談ルート業務委託契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス規程において、コンプライアンスを有効に機能させるためにコンプライアンス委員会を設置している。 ・コンプライアンス委員会は、月に一回の頻度で開催し、議事録を残している。 【審査基準(2)について】 ・コンプライアンス規程に準じて、コンプライアンス強化を図っている。 ・今後、コンプライアンス委員会メンバーによるインテグリティ教育の実施を、2022年度より実施していく。 ・指導普及育成本部の体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策委員会にて、指導者向け研修を実施し、研修動画の作成も行っている。第2弾の研修も2022年度に実施予定 【審査基準(3)について】 ・委員8名のうち4名が女性委員である。	13_コンプライアンス規程 40_コンプライアンス委員会名簿 41_コンプライアンス委員会議事録 52_体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策委員会名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス委員会の構成員には、弁護士、公認会計士、学識経験者が含まれている。	40_コンプライアンス委員会名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・スポーツ庁が実施している「スポーツ・インテグリティ推進事業」を活用して、評議員、役員（理事、監事）、加盟団体代表委員向けのコンプライアンス研修会を実施した。 ■日時：2021年2月26日（金）15時～17時 ■講師：日本スポーツ仲裁機構 仲裁・調停専門員（弁護士） ■方法：オンラインによる研修会 ※実施後も、加盟団体役員へ広く研修内容が視聴できるようにビデオ配信も行う。 ・今後も年1回定期的に実施していく。 ⇒オンライン研修で、資料共有で実施した関係で研修資料は保存されておらず。	53_加盟団体代表委員総会(2021年2月26日)議事次第
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・日本代表チームの「選手」及び「指導者」への教育は、シーズン活動開始時に「日本オリンピック委員会（JOC強化指定選手・指導者）」のプログラムを活用し研修会の中で実施している。 ・国内競技者（選手）及び指導者のコンプライアンス教育は、主催全国大会を利用した研修会の開催を「2022年度」から実施。2021年度にカリキュラムに入れていたが、コロナにより未実施。 ・また、全国大会に参加していないチームの選手・指導者へのプログラムとして、2021年2月よりグッドコーチングセミナー動画をホームページで配信 https://www.jva.or.jp/support/coach/seminar.html	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 ・審判員向けのコンプライアンス教育は、全国審判委員長研修会を活用し、コンプライアンス研修会開催を「2022年度」から実施する。 ・また、全国の登録審判員向けのプログラムとして、ホームページ等から研修会内容が動画で配信できるよう検討する。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)について】 ・弁護士、税理士、社会保険労務士、外部監査法人と業務委託契約（顧問契約）を行い、日常的なサポートを必要に応じて受けられる体制を構築しているが、サポート体制資料を2021年12月までに作成する。	51_相談ルート業務委託契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 ・種々の規程等を整備し、公正な会計原則を遵守している。 【審査基準(2)について】 ・本会の目的を理解し、見識と能力を満たしているものを監事として選任している。 【審査基準(3)について】 ・「監事監査」を年一回実施し、監査法人による「外部監査」のうえ監査報告書も作成している。	5_評議員・役員名簿 42_監事候補者リスト
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 ・競技力向上助成金とスポーツ振興くじ助成金の国庫補助金等を利用する際、ガイドライン（交付要綱・実施要領）に従い適切に処理を行なっている。 ・必要に応じて、国や助成元における監査を受けている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 ・法令上求められている貸借対照表のほか、正味財産増減計算書、収支予算書、定款、役員及び評議員の報酬規程、役員名簿、評議員名簿、役員会議事概要を「JVAホームページ」において情報を開示している。また、これらの書類は備置書類としても事務所に保存している。 https://www.jva.or.jp/jva/index.html	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 ・バレーボールの「選手選考基準」及びビーチバレーボールの「日本代表チームの選考方法」をオリンピック競技大会ごとに「JVAホームページ」において情報を開示し、選考結果についても同ホームページにおいて開示している。 https://www.jva.or.jp/jva/pdf/teikan/jva008-1.pdf https://www.jva.or.jp/jva/pdf/teikan/jva008-1_beach.pdf	36_バレーボール日本代表選手選考基準 37_ビーチバレーボール種目の予選方式と日本代表チーム選考方法
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ・JVAスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況（2020年度）に関する自己説明及び公表を「JVAホームページ」で「2021年3月」に開示している。 https://www.jva.or.jp/jva/pdf/constitution/sports_governance-210311.pdf	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 ・2021年2月19日に開催された第5回理事会（臨時）において「利益相反規程」を決議し、規程を整備した。 重要な契約について慎重な検証を実施していく。 【審査基準(2)について】 ・規程に則り適切に管理していく。 ・現時点での利益相反に関わる取引はない	43_利益相反規程 44_利益相反ポリシー 13_コンプライアンス規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 ・2021年2月19日に開催された第5回理事会（臨時）において「利益相反ポリシー」を決議し、ポリシーを整備した。	43_利益相反規程 44_利益相反ポリシー 13_コンプライアンス規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 ・JVAホームページに掲載し、体罰・暴力・ハラスメント撲滅対策としてのポスターも作成し周知している。 ⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第3条（通報先） 【審査基準(2)について】 ・通報窓口には守秘義務を課している。 ⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第3条（通報先） 【審査基準(3)について】 ・通報者を特定し得る情報などの情報管理を徹底している。 ⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第7条（コンプライアンス委員会の役割） ⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第10条（運用方法） 【審査基準(4)について】 ・相談者に不利益な取り扱いを行うことを禁止している。 ⇒コンプライアンスホットライン制度運用規程第13条（通報者及び調査協力者の保護） 【審査基準(5)について】 ・NF役職員に対し、随時通報が正当な行為であることを徹底している。 ⇒ポスターの配布によって周知徹底を図っている。	22_コンプライアンスホットライン制度運用規程 54_体罰・暴力の相談窓口ポスター
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 ・コンプライアンス違反及び体罰・暴力の相談窓口として、外部通報窓口（法律事務所）を設置している。 ・通報内容を処理するコンプライアンス委員会は、弁護士、公認会計士等、学識経験者がメンバーに含まれている。	22_コンプライアンスホットライン制度運用規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス規程において、禁止行為、処分に至るまでの手続きを定めている。 <p>⇒コンプライアンス規程第4条（適用範囲）、第6条（禁止事項）、第21条（懲戒処分）及び第4章法令等違反発生時の対応（第13、14、15、16、17、18、19、20条）</p> <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「JVAホームページ」に掲載し周知している。 <p>https://www.jva.or.jp/jva/pdf/teikan/compliance.pdf?210924</p> <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弁明の機会の付与を規程に定めている。 <p>⇒コンプライアンス規程第24条（弁明の機会の付与）</p> <p>【審査基準(4)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知するよう、2021年12月までにコンプライアンス規程を改定する。 	13_コンプライアンス規程 45_日本バレーボール協会処分基準
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処分審査を行うコンプライアンス委員会には、弁護士、学識経験者という中立性、専門性を有するメンバーが含まれている。 	13_コンプライアンス規程 40_コンプライアンス委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> JVAでは、コンプライアンス規程（第28条）により、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 <p>【審査基準(2)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲のJVAの決定について対象にしている。 <p>【審査基準(3)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申立期間について期間を設けていない。 	13_コンプライアンス規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> JVAでは、コンプライアンス規程（第28条）により、JSAAによるスポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。処分通知を渡す際にコンプライアンス規程の条文を説明している。 	13_コンプライアンス規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準(1)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルに関し、スポーツ庁・JOCにマニュアルのモデルを依頼しているが、現在までご回答いただけていない。 2021年12月までに作成に向けて準備を予定している。 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 ・過去4年間に1件、法令に違反していると判断される不祥事が発生している。 2019年12月にビーチバレーボールワールドツアー男子イラン大会においてキャンセル申請遅れが生じた際のキャンセル手続きにおいて、担当役員が虚偽の記載のある診断書を作成し、国際バレーボール連盟(FIVB)に提出していた事実が最近になって発覚し、2021年9月30日に公表した。 本事案については2021年10月14日の定例理事会にて第三者による調査委員会立上げを決議。当該委員会にて事実の再調査を行ない、担当役員を含む関係者の処分案を検討、再発防止策とともに2021年12月16日の臨時理事会に上程して決定を図るよう進めている。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 ・上記No.40記載の不祥事に対応すべく11月5日に立ち上げる調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者で構成するよう人選を進めている。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準(1)について】 ・加盟団体規程において、加盟の要件、加盟団体の権限、義務を規定している。 【審査基準(2)について】 ・JVAが加盟団体に対し、事業の運営について必要な指導・助言をすること、説明等を求めること、理事会の決議により処分を行うことができることを規定している。 【審査基準(3)について】 ・年二回の加盟団体代表委員総会において、質問等含め助言等を行っている。	17_加盟団体規程 46_全国ブロック理事長会規程 47_全国ブロック理事長会運営規程 48_加盟団体代表委員総会資料
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 ・加盟団体規程において、年二回の加盟団体代表委員総会を開催し、JVAから情報提供や研修会を実施している。 ・現在、加盟団体に対するガバナンス確保、コンプライアンス強化に向けた研修会を計画している。(2021年2月26日に「2020年度ガバナンス・コンプライアンス研修会」を実施した。)	48_加盟団体代表委員総会資料